

年表 男女共同参画に関する世界・日本・福岡県・太宰府市の動き

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 第30回国連総会 「国際婦人の10年」を宣言	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置		
1976年 (昭和51年)				
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」開館		太宰府町立「働く婦人の家」開館
1978年 (昭和53年)			「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	国連婦人の10年 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」策定		
1982年 (昭和57年)	「女子差別撤廃委員会」設置		婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出 「福岡県行動計画」改訂	
1983年 (昭和58年)			女性海外研修事業「女性研修の翼」開始	
1984年 (昭和59年)		「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布		
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准・発効	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行	「婦人対策室」を「婦人対策課」へ組織改正 「第2次福岡県行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	「婦人問題懇話会設立準備委員会」設置(総務課) 「女性の生活実態と意識に関する調査」実施(総務課)
1988年 (昭和63年)				社会教育課に「青少年婦人対策係」設置 「婦人問題推進協議会」設置

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
1989年 （平成元年）		学習指導要領の改訂 （高等学校家庭科の男女必須等）		「婦人問題懇話会」設置 「婦人行動計画企画委員会」設置
1990年 （平成2年）	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将 来戦略勧告）採択			婦人問題懇話会へ「太宰府市女性行動計画」に ついて諮問
1991年 （平成3年）		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行 動計画（第1次改定）」策定 「参加」と「参画」、「婦人」と「女性」 の使用について通知	婦人問題懇話会提言提出 「婦人問題懇話会」を「女性政策懇 話会」へ、「婦人対策課」を「女性政 策課」へ名称変更	「太宰府市女性行動計画」策定 女性に関する用語について「婦人」から「女 性」へ変更 太宰府市初の女性収入役就任
1992年 （平成4年）		「育児休業法」施行 初の「婦人問題担当大臣」置かれる		「女性の翼」海外研修事業実施 （平成8年度まで毎年実施）
1993年 （平成5年）	第48回国連総会 「女性に対する暴力の撤廃に関する 宣言」採択			
1994年 （平成6年）	国際人口開発会議（カイロ） 「行動計画」採択	「男女共同参画室」設置（政令） 「男女共同参画審議会」設置（政令） 「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 （平成7年）	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 （介護休業制度の法制化など）	女性政策懇話会提言提出「行動計 画策定に向けて」	
1996年 （平成8年）		「男女共同参画2000年プラン」策定	「第3次福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター「あすば る」」開館	
1997年 （平成9年）		「男女共同参画審議会」設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 （セクハラ防止措置の義務化など）		主管課が「生涯学習課」から「総務課」へ変更 「第4期女性問題懇話会」提言書提出 「太宰府市女性行動計画」を改定（後期基本計 画）
1998年 （平成10年）			福岡県初の女性副知事就任	
1999年 （平成11年）		「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行 「育児・介護休業法」全面施行		
2000年 （平成12年）	国連特別総会 「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」公布	「福岡県男女共同参画社会づくり 検討委員会」設置	主管課が「総務課」から「女性・文化課」へ変更
2001年 （平成13年）		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布 「育児・介護休業法」改正 （時間外労働の制限制度創設など） 第1回男女共同参画週間	「福岡県男女共同参画推進条例」公 布施行「福岡県男女共同参画審議 会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定 「女性政策課」を「男女共同参画推 進課」へ組織改正	「男女共同参画社会づくり」に向けての市民意識調 査」実施 「第6期女性問題懇話会」提言書提出 「男女共同参画推進本部」設置 「ちくし女性ホットライン」開設 「女性問題懇話会」を「男女共同参画審議会」へ変更
2002年 （平成14年）		「配偶者暴力防止法」全面施行	「男女共同参画表彰制度」開始	「第1期男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画社会づくり会議」開催・提言書提 出 「男女共同参画市民フォーラム」実施
2003年 （平成15年）		「次世代育成支援対策推進法」公 布・施行	「福岡県女性総合センター」を「福岡 県男女共同参画センター」へ名称変 更 「福岡県子育て応援宣言企業登録 制度」創設	「太宰府市男女共同参画プラン」策定 主管課が「女性・文化課」から「人権・同和政策 課」へ変更 「働く婦人の家」を「女性センタールミナス」と名 称変更

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
2004年 (平成16年)		「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など) 「育児・介護休業法」改正 (休業制度の拡充など)		「男女共同参画を進める表現ガイドライン」作成 「第2期男女共同参画審議会」設置
2005年 (平成17年)	「北京+10」閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク)	「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「太宰府市男女共同参画推進条例」公布 「男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府」発足
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正 (妊娠・出産等を理由とした不利益取扱の禁止など)		「太宰府市男女共同参画推進条例」施行 「男女共同参画推進委員」設置
2007年 (平成19年)		「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の再拡充など) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定		「第3期男女共同参画審議会」設置 主管課が「人権・同和政策課」から「人権政策課」へ変更
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」策定		
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正 (パパママ育休プラスの創設など)		「男女共同参画プラン後期基本計画」策定 「第4期男女共同参画審議会」設置
2010年 (平成22年)	「北京+15」記念会合(第54回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2011年 (平成23年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)発足			「第5期男女共同参画審議会」設置
2012年 (平成24年)		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	「ふくおか女性いきいき塾」開始	「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施 「男女共同参画の表現ガイドライン」作成
2013年 (平成25年)		「配偶者暴力防止法」改正 法律名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」へ(適用対象の拡大) 「ストーカー規制法」改正(電子メールを規制対象へ追加など)	「女性の活躍推進福岡県会議」発足	「第6期男女共同参画審議会」設置 「第2次男女共同参画プラン」策定
2014年 (平成26年)		日本再興戦略改訂2014に「女性が輝く社会」の実現を掲げる 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」WAW!開催 次世代育成支援対策推進法改正(法律の有効期限が10年間延長など)		
2015年 (平成27年)	「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク) 国連サミット 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定	「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	「太宰府市男女共同参画推進シンボルマーク」公募・決定 「第7期男女共同参画審議会」設置
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 「ストーカー規制法」改正(SNSを規制対象へ追加など)	「男女共同参画推進課」に「女性活躍推進室」設置	「女性センタールミナス(働く婦人の家)」から「男女共同参画推進センター」へ用途変更 男女共同参画推進センタールミナスホームページ開設
2017年 (平成29年)		「育児・介護休業法」改正 (介護休業の分割取得、育児休業期間の延長など) 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策」を決定		「第8期男女共同参画審議会」設置 「ルミナスDV相談室」開設